

銀行等金融機関の四半期レビューに関する実務上の取扱い

平成20年 5 月 9 日
改正 平成21年 8 月 5 日
改正 平成23年11月 8 日
最終改正 平成24年 6 月22日
日本公認会計士協会

1. はじめに

金融商品取引法第24条の4の7第1項で規定する上場会社等のうち、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項第1号及び第3号に規定する事業を行う銀行等金融機関（以下「銀行等金融機関」という。）においては、同内閣府令第四号の三様式の記載上の注意（以下「記載上の注意」という。）に規定されているように、一般的な事業会社とは異なる開示が要請されており、金融商品取引法第193条の2第1項で求められる監査証明においても、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令により、一般的な事業会社とは異なる監査証明が求められている。

このように、銀行等金融機関の四半期報告制度においては、一般的な事業会社とは異なる対応が求められていること、及び四半期レビュー手続の実施に当たっても業種の特性等を踏まえた手続の実施が必要と考えられることから、銀行等金融機関における四半期報告制度下での四半期レビュー及び中間監査の実務に資するため、本指針を取りまとめた。

なお、四半期レビューを実施するに当たっては、企業会計審議会から公表されている「四半期レビュー基準」、これを踏まえて日本公認会計士協会から公表されている監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」（以下「83号報告」という。）及び本指針の趣旨を十分に勘案した上で、銀行等金融機関ごとに合理的な四半期レビューの計画を立案し、手続を実施することが必要である。

2. 用 語

本指針において、次の方針に基づき、用語を使用している。

- ・ 四半期会計基準…企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」
- ・ 四半期適用指針…企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
- ・ 四半期財務諸表等…四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表をいう。

- ・ 中間財務諸表等…中間連結財務諸表及び中間財務諸表をいう。
- ・ 四半期連結会計期間…連結会計年度が3か月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。
- ・ 四半期会計期間…事業年度が3か月を超える場合に、当該年度の期間を3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。
- ・ 四半期連結累計期間…連結会計年度の開始の日から四半期会計期間の末日までの期間をいう。
- ・ 四半期累計期間…事業年度の開始の日から四半期会計期間の末日までの期間をいう。

3. 銀行等金融機関における四半期報告制度

銀行等金融機関における四半期報告制度につき、一般的な事業会社との主な相違点は以下のとおりである。なお、第1四半期において相違はない。

(1) 第2四半期における四半期報告書の経理の状況

- ・ 四半期連結財務諸表（作成されている場合）又は四半期財務諸表（四半期連結財務諸表が作成されていない場合）に代えて、中間連結財務諸表（作成されている場合）及び中間財務諸表が記載される（記載上の注意(30)）。中間連結財務諸表（作成されている場合）及び中間財務諸表については中間監査が必要となる（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条）。
- ・ 第2四半期連結会計期間に係る損益の状況（3か月情報）が四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により「経理の状況 2 その他」に記載される場合（記載上の注意(30)なお書き）、又は、四半期連結財務諸表が作成されておらず第2四半期会計期間に係る損益の状況（3か月情報）が四半期損益計算書の形式により「経理の状況 4 その他」に記載される場合があるが、これらは中間監査又は四半期レビューの対象ではない。

(2) 第3四半期における四半期報告書の経理の状況

- ・ 「経理の状況 1 四半期連結財務諸表 (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書」には、当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書が記載される（記載上の注意(21) a、b）。なお、第3四半期連結会計期間に係る損益の状況が四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により「経理の状況 2 その他」に記載される場合がある（記載上の注意(24) d）が、この「経理の状況 2 その他」は四半期レビューの対象ではない。

- ・ 四半期連結財務諸表が作成されていない場合「経理の状況 1 四半期財務諸表 (2) 四半期損益計算書」に当第3四半期累計期間に係る四半期損益計算書が記載される(記載上の注意(27) a、b)。なお、第3四半期会計期間に係る損益の状況が四半期損益計算書の形式により「経理の状況 2 その他」に記載される場合がある(記載上の注意(29) d)が、この「経理の状況 2 その他」は四半期レビューの対象ではない。

4. 四半期財務諸表等の作成基準

(1) 簡便法

四半期財務諸表等の作成のために採用される会計処理の原則及び手続は、四半期特有の会計処理を除き、原則として、年度の財務諸表等の作成に当たって採用する会計処理の原則及び手続に準拠しなければならないが、四半期会計期間及び四半期累計期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができる(四半期会計基準第9項)とされている。したがって、銀行等金融機関においても四半期会計期間及び四半期累計期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理が適用されることも考えられる。例えば、正常先債権・要注意先債権の貸倒引当金の見積りに使用する予想損失率等の算定に当たり年度の決算よりも簡便的な方法を採用する場合等が考えられるが、そのような場合においても、年度の決算において採用している方法との相違点及び影響を勘案することが必要である。

また、四半期レビューの実施に際して、四半期レビュー計画の立案の時点で会社と十分な協議を行うことが必要である。

(2) 四半期決算手続

四半期会計基準では、現行の実務における四半期財務諸表等の四半期決算手続として、「四半期単位積上げ方式」、「累計差額方式」、「折衷方式」の3方式があるとされている。

銀行等金融機関においては、第3四半期の四半期財務諸表等を作成するに当たり折衷方式を採用する場合、中間財務諸表等に四半期単位積上げ方式で作成した3か月情報を合算する方式が実務的には考えられるが、この場合、会計基準の異なる財務諸表を合算して作成された累計情報になるため、通常はその合理性が認められないと考えられる。また、銀行等金融機関においては第2四半期において中間連結財務諸表等の作成基準により中間財務諸表等が作成されることから、第3四半期の四半期財務諸表等を作成するに当たり累計差額方式以外の方法を採用することは、実務上又は制度上合理性が認められないと考えられる。

四半期レビューの実施に際して、四半期財務諸表等の四半期決算手続について、

四半期レビュー計画の立案の時点で会社と十分な協議を行うことが必要である。

5. 自己査定、貸倒償却及び貸倒引当金に係る四半期レビュー手続実施における留意事項

銀行等金融機関における四半期レビュー手続も83号報告に従い実施することになるが、銀行等金融機関においては、一般に、信用リスク資産の評価に関する監査上の重要性が大きいことから、四半期レビュー手続の実施においても、その目的を踏まえた上で、必要な手続を実施する必要がある。実務に資するため、以下に、信用リスク資産の評価に係る四半期レビュー手続を例示することとする。なお、四半期レビュー手続を検討するに当たっては、83号報告 V 四半期レビュー手続 4. 質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続に示されている内容にも留意する必要がある。また、例示した以下の手続及び83号報告で例示されている手続はそのすべての手続が実施されることを意図するものではなく、四半期財務諸表等に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる場合には、以下の手続及び83号報告で例示されている手続以外の追加的な手続が必要となることに留意が必要である。

(1) 議事録の閲覧等

株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議、与信関連会議及びその他の重要な会議の議事録又は重要な決裁文書を閲覧し、重要な意思決定及び四半期財務諸表等に重要な影響を与える事象の発生の有無を確かめる。

(2) 質 問

- ・ 当該四半期における会計方針の変更の有無について質問する。
- ・ 自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する内部統制の変更の有無について質問する。
- ・ 四半期末を基準日とする自己査定について、年度に比して簡便的な方法を採用している場合には、その方法の内容について質問する（後発事象の取込手続を含む。）（注1）。
- ・ 四半期財務諸表等における正常先債権・要注意先債権の貸倒引当金の見積りに使用する予想損失率等の算定に当たり、年度の決算に比して簡便的な方法を採用している場合には、その方法の内容について質問する（注2）。
- ・ 破綻懸念先債権に対する貸倒引当金の算定に当たり、前年度の決算において算定した予想損失率等又は直前の中間会計期間において見直した予想損失率等を使用している場合には、予想損失率等が著しく変動していないと判断した根拠について質問する。
- ・ 自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する仮定や計算方法の変更の有無又は変更内容について質問する。
- ・ 大口与信先（注3）の自己査定結果について質問する。

- ・ 債務者区分の全体的な変更概況及び前回と比較して債務者区分が変更になった大口与信先（注3）について、債務者の状況等を質問する。
- ・ 定期的な格付更新の期限が厳守されているかについて質問する。
（注1）債務者区分の判定基準については、四半期で簡便的な判定方法の採用は認められていないが、査定作業については簡便的な方法は認められるものと考えられる。
（注2）正常先債権・要注意先債権の貸倒引当金の見積り使用する予想損失率等の算定に当たっては、簡便的な方法が認められている。
（注3）大口与信先とは、当該与信先の信用状況の変化が銀行等金融機関の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある先をいう。

(3) 分析的手続

- ・ 自己査定結果（債務者区分ごとの債権額又は分類額及び債権総額に対する比率等）の趨勢分析（直前期からの推移などの分析）を行う。
- ・ 貸倒引当金、貸倒償却及び貸倒引当金繰入額並びに貸倒引当率等の趨勢分析を行う。
- ・ 貸倒償却及び貸倒引当金繰入額に関する予算と実績の比較を行う。
- ・ リスク管理債権について趨勢分析を行う。

(4) 追加的な手続

上記のような手続を実施した結果、四半期財務諸表等について、銀行等金融機関の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合又は疑義が生じた場合には、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して当該事項の有無を確かめ、その事項が四半期レビューの結論に与える影響を検討しなければならない。

6. 経理の状況「その他」に記載される3か月情報との関連における留意事項

監査人は、監査人が意見を表明した中間財務諸表等を含む開示書類における当該中間財務諸表等の表示とその他の記載内容との重要な相違を識別するため、その他の記載内容を通読しなければならない（監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」）。上記3(1)の第2四半期における四半期報告書の「その他」に記載された場合の3か月情報については、中間監査の対象ではなく、監査人が意見を表明した中間財務諸表等の金額と直接結びつかない金額であることに留意する。

また、監査人は、四半期レビューを行った四半期財務諸表等との重要な相違を識別するため、その他の記載内容を通読しなければならないとされている（83号報告第83項）。上記3(2)の第3四半期における四半期報告書の「その他」に記載された場合の

3か月情報については、四半期レビューの対象ではなく、監査人が結論を表明した四半期財務諸表等の金額と直接結びつかない金額であることに留意する。

7. 四半期レビュー報告書の作成

第1四半期及び第3四半期に係る四半期財務諸表等に関する四半期レビュー報告書の作成に当たっては、83号報告の付録によることとする。ただし、3か月情報が四半期レビューの対象となることは無いため、第3四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書（又は四半期連結損益及び包括利益計算書）を作成する場合の注書き、第3四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成する場合の注書きの適用はないことに留意する。

8. 適用

- (1) 本報告は、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期財務諸表等の四半期レビューから適用する。
- (2) 「業種別委員会報告第41号「銀行等金融機関の四半期レビューに関する実務指針」の改正について」（平成21年8月5日）は、平成21年6月30日以後終了する四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期財務諸表等の四半期レビューから適用する。
- (3) 「業種別委員会報告第41号「銀行等金融機関の四半期レビューに関する実務指針」の改正について」（平成23年11月8日）は、平成23年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る中間財務諸表等の中間監査及び四半期財務諸表等の四半期レビューから適用する。
- (4) 「業種別委員会実務指針第41号「銀行等金融機関の四半期レビューに関する実務上の取扱い」の改正について」（平成24年6月22日）は、平成24年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る中間財務諸表等の中間監査及び四半期財務諸表等の四半期レビューから適用する。

以 上